



# 島根県報

令和7年3月28日（金）

第 6 0 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

|                               |               |    |
|-------------------------------|---------------|----|
| 職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則   | （人 事 課）       | 5  |
| 島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則          | （税 務 課）       | 5  |
| 島根県核燃料税条例施行規則                 | （ 〃 ）         | 6  |
| 島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則          | （管 財 課）       | 13 |
| 島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則 | （中山間地域・離島振興課） | 14 |
| 医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則      | （医 療 政 策 課）   | 14 |
| 島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則   | （産 業 振 興 課）   | 15 |
| 島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則     | （企 業 立 地 課）   | 17 |
| 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則       | （中 小 企 業 課）   | 18 |
| 島根県会計規則の一部を改正する規則             | （審 査 指 導 課）   | 18 |

### 【告 示】

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 私立学校振興助成法の規定に基づく監査の内容                               | （総 務 課）       | 19 |
| 島根県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類 | （ 〃 ）         | 19 |
| 島根県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条第2項の規定による中山間地域の区域             | （中山間地域・離島振興課） | 20 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定            | （高 齢 者 福 祉 課） | 20 |
| 応急入院指定病院の指定   | （障 が い 福 祉 課） | 20 |
| 土地改良区の役員の就任の届出                                      | （農 村 整 備 課）   | 20 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出                                  | （ 〃 ）         | 21 |
| 県営土地改良事業の工事の完了（2件）                                  | （ 〃 ）         | 21 |
| 保安林予定森林（4件）   | （森 林 整 備 課）   | 22 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示                                | （ 〃 ）         | 24 |
| 島根県資源管理方針の変更  | （水 産 課）       | 30 |
| 知事管理漁獲可能量の設定（2件）                                    | （ 〃 ）         | 53 |
| 内水面における遊漁規則の変更の認可（4件）                               | （ 〃 ）         | 54 |
| 島根県中小企業制度融資要綱の一部改正                                  | （中 小 企 業 課）   | 60 |

### 【訓 令】

|                 |         |    |
|-----------------|---------|----|
| 島根県被服等貸与規程の一部改正 | （人 事 課） | 60 |
|-----------------|---------|----|

### 【公 告】

|                                       |             |    |
|---------------------------------------|-------------|----|
| 令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る提案競技の実施 | （森 林 整 備 課） | 61 |
|---------------------------------------|-------------|----|

公共測量の終了（2件） (技術管理課) 65

**【特定調達公告】**

島根県中央病院における麻酔ガスモニターの調達に係る一般競争入札の落札者 (病院局) 66  
等

**【漁調委指示】**

船舶を錨止めして行う釣りの禁止 66

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限 66

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限 67

つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限 68

**【内水面漁管委告示】**

令和7年度水産動植物の目標増殖量 68

## 公布された条例等のあらまし

### ◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第34号）

#### 1 規則の概要

- (1) 防災危機対策監の職を廃止することとした。（別表関係）
- (2) 統括防災危機対策監、主任心理支援員及び心理支援員の職を新たに設けることとした。（別表関係）

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則（規則第35号）

島根県核燃料税条例の施行期日は、令和7年4月1日とすることとした。

### ◇島根県核燃料税条例施行規則（規則第36号）

#### 1 規則の概要

- (1) 核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式を定めることとした。（第2条第1項関係）
- (2) 核燃料税の賦課徴収の手続等について島根県県税条例施行規則の定めるところによることとした。（第2条第2項関係）

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（規則第37号）

#### 1 規則の概要

黒田庁舎の供用開始に伴う規定の整備（第2条・第7条関係）

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

#### 1 規則の概要

島根県中山間地域活性化基本条例第4条の規定に基づく第6期島根県中山間地域活性化計画の策定に伴う中山間地域の区域に係る規定の整備（第2条関係）

#### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第39号）

#### 1 規則の概要

- (1) 将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする自治医科大学医学部入学者（同部への出願において出願地に島根県を選択した者で、同大学の第2次募集の出願地に他の都道府県を選択し、入学した者を除く。）に対し、奨学金を貸与することとした。（第3条関係）
- (2) (1)の奨学金の額は、修学費として月額50,000円とし、大学等における修学の支援に関する法律に規定する授業料等の減免を受ける医学生等については、知事が別に定める額とすることとした。（第4条関係）
- (3) 奨学金を返還しなければならない事由に係る規定の整備（第12条関係）
- (4) 奨学金の返還を猶予する事由が継続する期間に係る規定の整備（第14条関係）
- (5) 奨学金の返還を免除する従事期間に係る規定の整備（第15条関係）

(6) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う規定及び様式の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

#### 1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

| 設備機器の種類                | 使用料の額  |        |
|------------------------|--------|--------|
| 化学関連機器                 |        |        |
| グラジエントイオンクロマトグラフ（カチオン） | 1時間につき | 1,930円 |
| グラジエントイオンクロマトグラフ（アニオン） | 1時間につき | 1,940円 |

(2) 設備機器の使用料の額の改定（別表第1関係）

島根県産業技術センター浜田技術センター

| 設備機器の種類 | 使用料の額       |               |
|---------|-------------|---------------|
|         | 改正前         | 改正後           |
| 原子吸光光度計 | 1時間につき 410円 | 1時間につき 1,620円 |

(3) 設備機器の名称の改正（別表第1関係）

島根県産業技術センター

| 改正前         | 改正後         |
|-------------|-------------|
| 射出成形機（80トン） | 射出成形機（75トン） |

(4) 島根県産業技術センターの設備機器から原子吸光光度計（無機材料関連機器）、エックス線CTスキャナ、精密切断機、液体クーラー、導電率計、DOメータ及びロータリーエバポレータを削除することとした。（別表第1関係）

## 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）

#### 1 規則の概要

(1) ソフト産業の立地規模の基準について、市の区域内の中山間地域等において県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合にあっては企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数の要件を5人以上とすることとし、町村の区域内の中山間地域等に立地する場合にあっては企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数の要件を3人以上とすることとした。（第3条第1項第2号関係）

(2) ソフトウェア業の立地規模の基準について、県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合の特例を廃止することとした。（第3条第1項第4号関係）

(3) その他規定の整備

## 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第42号）

#### 1 規則の概要

- (1) 貸付金の融資利率を改めることとした。(別表関係)
  - (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理(別表関係)
- 2 施行期日  
令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第43号)

- 1 規則の概要
  - (1) 地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行を踏まえ、随意契約によることができる場合の限度額を引き上げることとした。(第66条関係)
  - (2) 随意契約の場合の予定価格調書の作成を省略することができる金額を引き上げることとした。(第66条の3関係)
  - (3) 契約金額が100万円未満の契約をするとき(不動産の売買又は貸借の契約及び継続的給付を目的とする契約を除外する場合は除く。)は、契約書の作成を省略することができることとした。(第68条の4関係)
  - (4) 請書等の作成が必要な金額を引き上げることとした。(第68条の5関係)
  - (5) 納入通知書等の納付場所から広島銀行を削ることとした。(様式第8号・様式第11号関係)
- 2 施行期日  
令和7年4月1日から施行することとした。

## 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第34号**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表中「防災危機対策監」を「統括防災危機対策監」に、「主任心理判定員」を「主任心理判定員  
主任心理支援員」

に、「心理判定員」を「心理判定員  
心理支援員」に改める。  
「児童心理司」を「児童心理司」

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第35号**

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則

島根県核燃料税条例(令和6年島根県条例第61号)の施行期日は、令和7年4月1日とする。

島根県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第36号**

島根県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、島根県核燃料税条例（令和6年島根県条例第61号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(文書の様式等)

**第2条** 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

| 文 書 の 種 類  | 様 式                                    |
|--|--|
| 1 条例第9条第1項に規定する申告書及び当該申告書による申告に係る条例第10条第2項に規定する修正申告書 | 核燃料税価額割<br>申 告 書 (第1号様式)<br>修正申告書      |
| 2 条例第9条第2項に規定する申告書及び当該申告書による申告に係る条例第10条第2項に規定する修正申告書 | 核燃料税出力割<br>申 告 書 (第2号様式)<br>修正申告書      |
| 3 条例第11条に規定する更正又は決定の通知書                              | 核燃料税<br>価額割<br>更正(決定)通知書(第3号様式)<br>出力割 |

2 前項に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の定めるところによる。この場合において、同規則第5条第1項中「又はこの規則」とあるのは「、島根県核燃料税条例（令和6年島根県条例第61号）、この規則又は島根県核燃料税条例施行規則（令和7年島根県規則第36号）」と、同規則第7条第1項中「条例第5条」とあるのは「島根県核燃料税条例第12条の規定により読み替えられた条例第5条」とする。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)



|                       |       |     |      |      |
|-----------------------|-------|-----|------|------|
| ※<br>処<br>理<br>事<br>項 | 発信年月日 |     | 精査検算 | 訂正通知 |
|                       | 通信日付印 | 確認印 |      |      |
|                       | ・     | ・   |      |      |

|                         |                              |       |                   |   |
|-------------------------|------------------------------|-------|-------------------|---|
| 申告書<br>核燃料税価額割<br>修正申告書 |                              |       |                   |   |
| 年 月 日                   | 原子炉設置者の所在地                   |       |                   |   |
| 県民センター所長 様              | 原子炉設置者の名称及び代表者氏名             |       |                   |   |
|                         | この申告の担当部課名及び担当者氏名<br>(電話番号 ) |       |                   |   |
| 区 分                     | 課 税 標 準 額                    | 税 率   | 税 額               |   |
| 申告<br>納<br>付<br>額       | 条例第4条第2項<br>第1号の場合           | 千円    | $\frac{17}{100}$  | 円 |
|                         | 上記以外の場合                      | 千円    | $\frac{8.5}{100}$ | 円 |
|                         | 合 計<br>①                     | 千円    | /                 | 円 |
|                         | ①のうち既に納付の確定した額<br>②          | 千円    | /                 | 円 |
|                         | 差 引 増 差 額<br>①-②             | 千円    | /                 | 円 |
| 納 付 予 定 年 月 日           |                              | 年 月 日 |                   |   |

備考

- 1 この申告書は、発電用原子炉ごとに記載してください。
- 2 ※印欄は、記載しないでください。
- 3 この申告書には、第1号様式付表を添付してください。
- 4 「申告納付額」欄の「課税標準額」欄は、千円単位で記載し、千円未満の端数は切り捨ててください。
- 5 「申告納付額」欄の「①のうち既に納付の確定した額②」欄は、この申告が条例第10条第2項の規定による修正申告である場合に、当初の申告書に記載した額を記載してください。

第1号様式付表

価額割の課税標準に関する明細書

|                   |         |                        |     |                          |                   |
|-------------------|---------|------------------------|-----|--------------------------|-------------------|
| 発電用原子炉の所在地及び名称    |         |                        |     |                          |                   |
| 発電用原子炉への核燃料の挿入年月日 |         |                        |     | 年 月 日<br>(条例第4条第2項第 号該当) |                   |
| 課税対象となる核燃料(新規挿入分) |         |                        |     | 課税対象とならない核燃料体数<br>③      | 装荷核燃料の合計体数<br>①+③ |
| 体数<br>①           | 単価<br>② | 取得価額<br>(課税標準額)<br>①×② | 重量  |                          |                   |
| 体                 | 円/体     | 円                      | g u |                          |                   |
|                   |         |                        |     |                          |                   |
|                   |         |                        |     |                          |                   |
|                   |         |                        |     |                          |                   |
|                   |         |                        |     |                          |                   |
| 計                 |         | 計                      | 計   | 体                        | 体                 |

備考

- 1 「発電用原子炉への核燃料の挿入年月日」欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日を記載し、当該記載した年月日を確認することのできる書類の写しを添付してください。
  - (1) 発電用原子炉設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(条例第4条第2項第1号該当)
  - (2) 発電用原子炉について法令の定めによる定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日(条例第4条第2項第2号該当)
  - (3) その他の場合 核燃料の装荷が終了した日(条例第4条第2項第3号該当)
- 2 「課税対象となる核燃料(新規挿入分)」欄は、条例第4条第2項の規定により、同項各号に掲げる年月日に挿入があったとされる核燃料のうち、当該年月日前に挿入があったとされる核燃料(再挿入分)以外のものを単価ごとに記載してください。
- 3 「課税対象とならない核燃料体数③」欄は、再挿入分及び挿入があったとはされない核燃料(炉内にあり入替えのなかったもの)の体数を記載してください。

第2号様式 (第2条関係)



|                       |       |     |      |      |
|-----------------------|-------|-----|------|------|
| ※<br>処<br>理<br>事<br>項 | 発信年月日 |     | 精査検算 | 訂正通知 |
|                       | 通信日付印 | 確認印 |      |      |
|                       | ・     | ・   |      |      |

|                         |                       |         |     |   |
|-------------------------|-----------------------|---------|-----|---|
| 核燃料税出力割<br>申告書<br>修正申告書 |                       |         |     |   |
| 年 月 日                   | 原子炉設置者の所在地            |         |     |   |
| 県民センター所長 様              | 原子炉設置者の名称<br>及び代表者氏名  |         |     |   |
|                         | この申告の担当部課名<br>及び担当者氏名 | (電話番号 ) |     |   |
| 区 分                     | 課税標準たる熱出力             | 税 率     | 税 額 |   |
| 申告<br>納<br>付<br>額       | 申告又は<br>修正申告額は<br>①   | 千kW     |     | 円 |
|                         | ①のうち既に納付の確定した額<br>②   | 千kW     | /   | 円 |
|                         | 差引増差額は<br>①-②         | 千kW     | /   | 円 |
|                         | 納付予定年月日               | 年 月 日   |     |   |

備考

- 1 ※印欄は、記載しないでください。
- 2 この申告書には、第2号様式付表を添付してください。
- 3 「申告納付額」欄の「課税標準たる熱出力」欄は、千キロワット単位で記載し、千キロワット未満の端数は切り捨ててください。
- 4 「申告納付額」欄の「①のうち既に納付の確定した額②」欄は、この申告が条例第10条第2項の規定による修正申告である場合に、当初の申告書に記載した額を記載してください。

## 第2号様式付表

## 出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

|                                 |                    |                    |                    |                    |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 発電用原子炉の所在地及び名称                  |                    |                    |                    |                    |
| 課税期間                            |                    | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 課<br>税<br>標<br>準<br>の<br>計<br>算 | 熱出力<br>①           | 千kW                | 千kW                | 千kW                |
|                                 | 課税期間の月数<br>②       | 月                  | 月                  | 月                  |
|                                 | 課税標準たる熱出力<br>①×②/3 | 千kW                | 千kW                | 千kW                |
|                                 | 課税標準の計算を行う原因       |                    |                    |                    |

## 備考

- 「熱出力」欄は、条例第6条第1項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 発電用原子炉ごとの熱出力が確認できる書類を添付してください。なお、熱出力が前回の申告と同じ場合は、添付を省略することができます。また、発電用原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定により、熱出力の変更の許可を受けた場合は、当該変更後最初の申告の際、当該変更後の熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 「課税期間の月数」欄は、条例第6条第4項に規定する月数を記載してください。
- 「課税標準たる熱出力」欄の記載については、千キロワット未満の端数は切り捨ててください。
- 「課税標準の計算を行う原因」欄は、条例第5条第2項各号に該当する場合に記載してください。
- 条例第5条第2項各号に該当する場合は、原子炉等規制法の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日若しくは電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（条例第4条第2項第1号該当）又は原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画の認可を受けた日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

第3号様式 (第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



核燃料税 価額割 出力割 更正 (決定) 通知書

次のとおり課税標準及び税額の更正 (決定) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。

|                                   |       |                       |       |
|-----------------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 納 付 す べ き 額<br>① + ② + ③ + ④      | 円     | 納 期 限                 | 年 月 日 |
| 発 電 用 原 子 炉 の 所 在 地 及 び 名 称       |       |                       |       |
| 発 電 用 原 子 炉 へ の 核 燃 料 の 挿 入 年 月 日 |       | 年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当) |       |
| 課 税 期 間                           |       | 年 月 日から 年 月 日まで       |       |
| 申 告 書 提 出 期 限                     | 年 月 日 | 申 告 書 提 出 年 月 日       | 年 月 日 |

| 区 分   |                                   | 更 正 ( 決 定 ) 額 又 は<br>加 算 後 累 積 税 額 | 既 に 納 付 の 確 定 し た 額<br>又 は 累 積 税 額 | 過 不 足 額 |   |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------|---|
| 税 額 等 | 課 税 標 準 額 又 は<br>課 税 標 準 たる 熱 出 力 | 千 円 ・ 千 kW                         |                                    |         |   |
|       | 税 額 ( % )                         | 円                                  | 円                                  | ① 円     |   |
| 加 算 金 | 過 少<br>申 告<br>加 算 金               | 対 象 税 額                            |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 額 ( % )                      |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 対 象 金 額                        |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 額 ( % )                      |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 計                            |                                    |         | ② |
|       | 不 申 告<br>加 算 金                    | 対 象 税 額                            |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 額 ( % )                      |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 対 象 金 額                        |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 額 ( % )                      |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 対 象 金 額                        |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 額 ( % )                      |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 計                            |                                    |         | ③ |
|       | 重<br>加 算 金                        | 対 象 税 額                            |                                    |         |   |
|       |                                   | 加 算 金 額 ( % )                      |                                    |         | ④ |

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 更正（決定）<br>の 理 由 | 地方税法第 条の 第 項の規定による。 |
|-----------------|---------------------|

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

## 延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納付される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}}{365} + 0.146 \right. \\ \left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

---

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸山達也

### 島根県規則第37号

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

島根県庁舎等管理規則（昭和52年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第三分庁舎」を「、第三分庁舎及び黒田庁舎」に改める。

第7条第1項第2号イ中「及び東庁舎の西出入口」を「、東庁舎の西出入口及び黒田庁舎の北出入口」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第38号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2条第1項」の次に「（同法第43条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「並びに第41条第1項及び第2項」を「（同法第43条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第41条第1項及び第2項、第42条並びに第44条第4項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第39号

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「自治医科大学を除く。」を削り、「者」の次に「（自治医科大学に在学する者を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 自治医科大学医学部に在学する者で、同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者（同部の第2次募集の出願地に他の都道府県を選択し、入学した者を除く。）

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自治医科大学医学部入学者（同部への出願において出願地に島根県を選択した者で、自治医科大学の第2次募集の出願地に他の都道府県を選択し、入学した者を除く。）

第4条に次のただし書を加える。

ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等の減免を受ける医学生等にあつては、知事が別に定める額とする。

第4条の表中

「

|                   |        |    |          |
|-------------------|--------|----|----------|
| 前条第1号から第5号までに掲げる者 | 修学費    | 月額 | 100,000円 |
|                   | 授業料相当額 | 年額 | 535,800円 |
|                   | 入学金相当額 |    | 282,000円 |

」

を

|                        |        |    |          |
|------------------------|--------|----|----------|
| 前条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者 | 修学費    | 月額 | 100,000円 |
|                        | 授業料相当額 | 年額 | 535,800円 |
|                        | 入学金相当額 |    | 282,000円 |
| 前条第5号に掲げる者             | 修学費    | 月額 | 50,000円  |

に改める。

第7条第3号及び第6号中「第3条第5号」を「第3条第6号」に改める。

第9条第1項「という。）」の次に「（第2条第1項第3号に該当する者を除く。）」を加える。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 第2条第1項第3号に該当する被貸与者が条例第2条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第5号に規定する免除の条件を達成できない見込みとなったとき。

第14条第1項第1号中「第3条第4号」の次に「及び第5号」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第2条第1項第3号に該当する被貸与者にあつては、指定医療機関において貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事する期間（特定地域医療機関においてその期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。）

第15条第2項に次の1号を加える。

(3) 第2条第1項第3号に該当する被貸与者にあつては、前2号の期間及び次の各号に掲げる期間

ア 育児短時間勤務をする場合において、その期間が通算5年を超えるときは、その超えた期間

イ 臨床研修を受ける期間が、被貸与者の責めに帰すべき事由により2年を超える場合は、その超えた期間

第17条第1項第2号から第5号までの規定、同項第8号及び第11号中「とき」の次に「（第2条第1項第3号に該当する被貸与者を除く。）」を加え、同条第3項中「被貸与者」の次に「（第2条第1項第3号に該当する者を除く。）」を加える。

様式第1号中「こと。）」の次に「（自治医科大学医学部入学者を除く。）」を加える。

様式第11号中「在職証明書」の次に「（自治医科大学医学部入学者を除く。）」を、「写し」の次に「（自治医科大学医学部入学者を除く。）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の医学生地域医療奨学金貸与規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第40号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 1 無機材料関連機器 |        |        |
| 原子吸光光度計    | 1時間につき | 1,620円 |

を

「

|            |
|------------|
| 1 無機材料関連機器 |
|------------|

に、「射出成形機（80ト

ン）」を「射出成形機（75トン）」に、

「

|         |        |      |
|---------|--------|------|
| ボンベ型熱量計 | 1時間につき | 960円 |
|---------|--------|------|

を

「

|                        |        |        |
|------------------------|--------|--------|
| ボンベ型熱量計                | 1時間につき | 960円   |
| グラジエントイオンクロマトグラフ（カチオン） | 1時間につき | 1,930円 |
| グラジエントイオンクロマトグラフ（アニオン） | 1時間につき | 1,940円 |

に、

「

|             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| 赤外線熱画像装置    | 1時間につき | 160円   |
| エックス線CTスキャナ | 1時間につき | 9,990円 |

を

「

|          |        |      |
|----------|--------|------|
| 赤外線熱画像装置 | 1時間につき | 160円 |
|----------|--------|------|

に、

「

|       |        |      |
|-------|--------|------|
| 摩耗試験機 | 1時間につき | 80円  |
| 精密切断機 | 1時間につき | 110円 |

を

「

|       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 摩耗試験機 | 1時間につき | 80円 |
|-------|--------|-----|

に、

「

|        |        |     |
|--------|--------|-----|
| 流量計    | 1時間につき | 60円 |
| 液体クーラー | 1時間につき | 50円 |
| 導電率計   | 1時間につき | 50円 |
| DOメータ  | 1時間につき | 50円 |

を

「

|     |        |     |
|-----|--------|-----|
| 流量計 | 1時間につき | 60円 |
|-----|--------|-----|

に、

|             |        |      |   |
|-------------|--------|------|---|
| メルトインデクサー   | 1時間につき | 80円  | を |
| ロータリーエバポレータ | 1時間につき | 160円 |   |

|           |        |     |             |
|-----------|--------|-----|-------------|
| メルトインデクサー | 1時間につき | 80円 | に改め、同表の2の表中 |
|-----------|--------|-----|-------------|

|           |        |      |   |
|-----------|--------|------|---|
| 減圧平衡発熱乾燥機 | 1時間につき | 390円 | を |
| 原子吸光光度計   | 1時間につき | 410円 |   |

|           |        |      |    |
|-----------|--------|------|----|
| 減圧平衡発熱乾燥機 | 1時間につき | 390円 | に、 |
|-----------|--------|------|----|

|                        |        |      |   |
|------------------------|--------|------|---|
| ガスクロマトグラフヘッドスペース分析システム | 1時間につき | 970円 | を |
|------------------------|--------|------|---|

|                        |        |        |       |
|------------------------|--------|--------|-------|
| ガスクロマトグラフヘッドスペース分析システム | 1時間につき | 970円   | に改める。 |
| 原子吸光光度計                | 1時間につき | 1,620円 |       |

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第41号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「以上（）」の次に「市の区域内の」を加え、「第5号及び第8条第1項第1号において」を「以下」に改め、「（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。）」を削り、「、5人以上」を「5人以上、町村の区域内の中山間地域等に立地する場合にあっては3人以上」に改め、同項第3号中「次号に掲げる場合に該当するとき」を「県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第5条第3項及び第8条第1項第2号中「第2条第3号」を「第2条第3号及び第4号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第42号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄及び3の項利率（年利）の欄中「0.8パーセント」を「1.0パーセント」に改め、同表4の項貸付けの相手方の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表13の項利率（年利）の欄中「0.8パーセント」を「1.0パーセント」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第43号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第66条の表1の項中「250万円」を「400万円」に改め、同表2の項中「160万円」を「300万円」に改め、同表3の項中「80万円」を「150万円」に改め、同表4の項中「50万円」を「100万円」に改め、同表5の項中「30万円」を「50万円」に改め、同表6の項中「100万円」を「200万円」に改める。

第66条の3第2項第5号中「50万円」を「100万円」に改める。

第68条の4第1号中「指名競争入札又は随意契約による場合で、契約金額が50万円」を「契約金額が100万円」に改める。

第68条の5第1項中「30万円」を「50万円」に改める。

「日本海信用金庫

広島銀行

島根中央信用金庫

山口銀行

|   |  |                                  |       |
|---|--|----------------------------------|-------|
| 様式第8号その1の裏面及び様式第11号の裏面中                                       | 島根益田信用組合<br>島根県農業協同組合<br>J Fしまね漁業協同組合<br>ゆうちょ銀行（郵便局） | 米子信用金庫<br>西中国信用金庫<br>中国労働金庫<br>」 | を     |
| 「日本海信用金庫<br>島根中央信用金庫<br>島根益田信用組合<br>島根県農業協同組合<br>J Fしまね漁業協同組合 | 山口銀行<br>米子信用金庫<br>西中国信用金庫<br>中国労働金庫<br>ゆうちょ銀行（郵便局）」  |                                  | に改める。 |

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の島根県会計規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取り繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**告 示****島根県告示第179号**

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和7年度以後の計算書類及びその附属明細書について受けなければならない公認会計士又は監査法人の監査の内容は、次のとおりとし、令和7年4月1日から施行する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（平成28年島根県告示第218号）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（高等学校を設置する学校法人以外の学校法人にあつては、基本金明細書を除く。）が作成されているかどうかの確認

**島根県告示第180号**

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、島根県知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

## 島根県告示第181号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める区域と同等に条件が不利である地域として定める中山間地域の区域を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条第2項の規定による中山間地域の区域（令和4年島根県告示第220号）は、廃止する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

| 市町村名 | 中山間地域の区域                         |
|------|----------------------------------|
| 松江市  | 旧本庄村、旧大野村、旧秋鹿村、旧忌部村及び旧来待村の区域     |
| 出雲市  | 旧東村、旧佐香村、旧西浜村、旧大社町、旧遙壺村及び旧上津村の区域 |

備考 この表における「旧」を付けた町又は村の名称及びその区域は、昭和25年2月1日におけるものを示す。

## 島根県告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名       | サービスの種類  | 事業所の名称        | 事業所の所在地     | 指定年月日    |
|------------------|----------|---------------|-------------|----------|
| 合同会社 k a h a n a | 訪問看護     | 訪問看護ステーション    | 出雲市天神町888-2 | 令和7年4月1日 |
|                  | 介護予防訪問看護 | ン k a h a n a | ラポール天神101   |          |

## 島根県告示第183号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

| 名 称             | 所 在 地          | 指定年月日    |
|-----------------|----------------|----------|
| 社会医療法人正光会 松ヶ丘病院 | 益田市高津四丁目24番10号 | 令和7年4月1日 |

## 島根県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

永塚 知芳 安来市飯梨町202番地3  
 池田 佳奈 安来市赤江町762番地  
 石田 優美 安来市広瀬町下山佐1075番地  
 西村 和代 安来市伯太町東母里271番地

## 2 就任年月日

令和7年2月23日

**島根県告示第185号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

浜田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

監事

佐々木孝晴 浜田市上府町イ1009番地

## 2 就任年月日

令和7年2月27日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

監事

小林 日出樹 浜田市上府町イ593番地7

**島根県告示第186号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事 業 名                                  | 完了年月日    |
|--|----------|
| 雲南中央地区（下遠所工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業） | 令和7年2月7日 |

**島根県告示第187号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事 業 名                      | 完了年月日     |
|----------------------------|-----------|
| 飯南地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業） | 令和3年4月27日 |

**島根県告示第188号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

松江市宍道町上来待2577、2584、2590、2590－1、2592、2601、4257、4258

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待2577・2584・2590・2590－1・2601・4257・4258（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第189号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

出雲市斐川町阿宮808－3、819－2

**2 指定の目的**

土砂の崩壊の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第190号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

雲南市木次町西日登968-3、969、975-7、2729-1、2745

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町西日登975-7・2729-1・2745（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第191号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

雲南市吉田町民谷字山1187-1、1187-5、1187-8、1189

**2 指定の目的**

水源の<sup>かん</sup>涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第192号

令和6年島根県告示第721号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所  | 不明である通知の相手方 |
|---|-------------|
| 隠岐郡隠岐の島町元屋通シノ谷二381-1、381-2、六郎谷口410、貳タケ谷314-1、314-2  | 上元屋神社       |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋牧石畑307-2、307-3、307-4、307-5、上床811、814  | 奥村金銭貸付合名会社  |
| 隠岐郡隠岐の島町伊後子チガ平1108-1  | 小久井美保       |
| 隠岐郡隠岐の島町加茂奥西側1966、奥東側-1969  | 増本龍司        |
| 隠岐郡隠岐の島町加茂奥東側-1974  | 藤田スエコ       |
| 隠岐郡隠岐の島町加茂奥東側-1975  | 橋本光彦        |
| 隠岐郡隠岐の島町釜尾崎21   | 吉田兼市        |
| 隠岐郡隠岐の島町釜尾崎21、浜16、釜字前田の一12、釜字中浜12   | 吉田貞雄        |
| 隠岐郡隠岐の島町釜浜16、釜字前田の一12、釜字中浜12  | 吉田兼市        |
| 隠岐郡隠岐の島町釜浜16、釜前田の一12、釜中浜12、尾崎21   | 木下類三郎       |
| 隠岐郡隠岐の島町犬来小井江105-1  | 佐藤岩男        |
| 隠岐郡隠岐の島町犬来小井江111-1  | 犬来区         |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋イモリ798、798続1、799-1、799-2、800、上床814、816、821、821-1、目黒803  | 石田武治        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋ナメリ328、下炭床327-2   | 高橋知子        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋ナメリ329-2  | 原半十郎        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宇都木畑370、宮畑361、369   | 原クラ         |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宇都木畑371、牧石畑309、309-1  | 原善太郎        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宇都木畑374-2   | 榎原シゲ        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宇都木畑375、小敷原316、松茸谷391-2、通シノ谷-376、中村秋原877-6、877-15、877-16、上荷場855、東谷886、斧作879-6、879-20、一ノ坂ノ-566、西村大床2125-6、2125内5、大魚泊2124-2 | 木下滋代        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋亀若谷387-1  | 廣澤晋吾        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋亀若谷387-2  | 浜辺昶夫        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋亀若谷387-3、松茸谷391-8   | 榎原操         |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宮畑362   | 長田安太郎       |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宮畑363-1   | 横地賀作        |

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 隠岐郡隠岐の島町元屋宮畑363-2  | 横地徳美<br>親見サン<br>長谷川寶三<br>藤木勝<br>黒川照雄 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋古道397-1  | 藤野恒守                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋古道397-3、397-4                                  | 前原味                                  |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋古道397-5  | 柗松市                                  |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋古道398、貳タケ谷313-3                                | 井川常三郎                                |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋小敷原315、牧石畑911、末モ谷318、貳タケ谷313-4                 | 八王子神社                                |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋松茸谷391-6                                       | 榊原榮                                  |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋松茸谷391-8                                       | 松岡慶次郎                                |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋松茸谷392-2                                       | 山川睦子<br>藤田久子                         |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋上床809  | 廣澤晋吾                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋上床811続1  | 石田哲夫                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋通シノ谷二379                                       | 勝部勝三郎                                |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋牧石畑307-1、貳タケ谷310                               | 渡邊久吉                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋牧石畑307-3                                       | 井原稔博                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋牧石畑308   | 森満享                                  |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋目黒804  | 榊原操                                  |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋目黒807  | 細井善三郎<br>大西良雄                        |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋六郎谷口408、409                                    | 藤野アツ                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町元屋貳タケ谷313-3                                      | 横地満次<br>原正己<br>前原寿<br>平田文雄           |
| 隠岐郡隠岐の島町原田一ツ木980、981、982-1、983-1、松尾2652続1、2653、2654、2655 | 小室光子                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町原田近石奥2082内1                                      | 真野輝久                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2604、2606、2607                               | 脇文雄                                  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2613、2614、2619                               | 大西ミカ                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2624   | 吉崎英一郎                                |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2625   | 小室實三郎                                |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2625、2633、2634、2635-1、2635-2、小杉2409          | 澤和栄吉                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2626   | 黒川ムメ                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2627、松尾2644                                  | 松井忠弘                                 |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2631、時張2465、西時張2569、2570、                    | 黒川忠裕                                 |

|   |   |
|---|---|
| 2571、六蛇谷2536、2537、2538、2542-1、2542-2、2546、2547、2549、2550、2550続1、2551、2552 |   |
| 隠岐郡隠岐の島町原田黒滝2632、時張2442、2469、西時張2576                                      | 佐々木賢治   |
| 隠岐郡隠岐の島町原田時張2435  | 藤原正己<br>藤原正美  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田時張2439、真谷口2493、2494、2495、西時張2568                                | 村上和廣  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田時張2450、2458   | 吉田貴弘  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田時張2470、2471、2471-1  | 靱尾清輝  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田小杉2419、2419-1、2420  | 斎藤勝正  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田小杉2422  | 大塚リツ子   |
| 隠岐郡隠岐の島町原田小杉谷2320   | 松井忠弘  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田松尾2637-1、2638   | 高野長樹  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田松尾2668-1  | 高野長樹  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田真谷2531  | 吉田輝男  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田真谷口2497、2498、2499、2500、有木字焼尾28                                  | 要戸ナリ  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田真谷口2501   | 森田栄太郎   |
| 隠岐郡隠岐の島町原田真谷口2502   | 竹本善七  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田真谷口2505   | 池田クニ  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田西時張2443、2572、2573、2574  | 笠木ミサ  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田西時張2572、2573、2574   | 広江里利  |
| 隠岐郡隠岐の島町原田西時張2580   | 宇野照子<br>永海ハツエ<br>長谷川久信<br>長谷川恵<br>長谷川三知<br>白川賛<br>樋口ミサノ |
| 隠岐郡隠岐の島町原田六蛇谷2536、2537、2538、2545  | 黒川忠國  |
| 隠岐郡隠岐の島町今津海士橋脇1316-1  | 村上卯之松   |
| 隠岐郡隠岐の島町今津海士橋脇1317  | 佐々木フノ   |
| 隠岐郡隠岐の島町今津海士橋脇1317-1  | 佐々木峰次郎  |
| 隠岐郡隠岐の島町今津海士橋脇1326-1  | 服部近松  |
| 隠岐郡隠岐の島町今津海士橋脇1623-2  | 藤野亮   |
| 隠岐郡隠岐の島町西村岩立2106  | 中吉爲吉  |
| 隠岐郡隠岐の島町西村後浦1744  | 浜辺大主  |
| 隠岐郡隠岐の島町西村後浦1745  | 松岡廣   |
| 隠岐郡隠岐の島町西村蛇谷2114、小魚泊2129  | 田中幸四郎   |
| 隠岐郡隠岐の島町西村大魚泊2118、大床2125-4  | 岩居保久志   |
| 隠岐郡隠岐の島町西村大床2125-2  | 井口久祿  |

|  |                      |
|--|----------------------|
| 隠岐郡隠岐の島町西村大床2126   | 松吉鶴二郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町西村白島2132   | 白島神社                 |
| 隠岐郡隠岐の島町西村晩方1746   | 岡前力                  |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字スギザイ4-2   | 大川正久                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字ソヅ3   | 鳥井熊太郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字ソヅ4   | 坂本賀義                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字ソヅ5、6、8-2、9   | 高田和明                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字ソヅ8-1、スギザイ6-2   | 齋藤修二郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字下谷2   | 早川正人                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字桂谷2-1   | 富田信市                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字桂谷3   | 齋浦林市<br>有限会社東商会      |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字細畑1続1   | 山西作二                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字摺畑8-2   | 増田吉孝                 |
| 隠岐郡隠岐の島町大久字摺畑9-1   | 津田福三郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鮎返808-1、808-4、813-5、813-14、813-15                                      | 安井博                  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鮎返810-1、810-2、810-7、810-9  | 田中節江                 |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鮎返810-1、810-7  | 小田榮三郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鮎返810-2、上荷場谷854  | 小田榮三郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村下荷場谷836、桑畑881-3、881-4  | 榊原栄                  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村下荷場谷837-1、837-2、838-1、上荷場谷844-3、845-1、846-1、846-7、847-1、鈍土畑823-1、823-6 | 田中聡                  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村下荷場谷840、841、841-1、上荷場谷842、843、竹屋森875                                   | 市川幸次郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村掛橋814-2、814-3、815  | 吉見一八                 |
| 隠岐郡隠岐の島町中村掛橋820  | 八王子神社                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鴨作889、高尾888、砥石谷892-1、892-3、893   | 石川和太郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村桑畑881-5  | 伴林恭造                 |
| 隠岐郡隠岐の島町中村桑畑881-7  | 小田浦三郎                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村秋原877-10、斧作879-1   | 山本カズコ                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村秋原877-12   | 谷省三                  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村上荷場谷848-1、斧作879-4  | 田中正博                 |
| 隠岐郡隠岐の島町中村上荷場谷851  | 井口浦一<br>河崎経義<br>黒川勝義 |
| 隠岐郡隠岐の島町中村上荷場谷851、851-1  | 郡地区会                 |
| 隠岐郡隠岐の島町中村西谷ニ806-2   | 古賀加代子                |
| 隠岐郡隠岐の島町中村船卸882-2  | 広沢正臣                 |

|   |   |
|---|---|
| 隠岐郡隠岐の島町中村竹屋森1585                                       | 長田コユキ   |
| 隠岐郡隠岐の島町中村竹屋森870-1、870-2                                | 新川良二  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村砥石谷893  | 石野兵次郎<br>村田ノリ<br>和田榮太郎  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村東谷885-1                                       | 中村信用購売販売利用組合 星野俊作   |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鈍土畑827  | 小幡光治  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村鈍土畑828  | 若林愛造  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村斧作879-11、879-12                               | 岡田セツ<br>村井アツコ<br>村井キヌコ<br>村井ハル<br>村井安伯<br>村井福男  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村斧作879-17、879-19、879-24、秋原877-9、斧作879-7、1588-1 | 松岡君江  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村斧作879-18                                      | 木下八四郎   |
| 隠岐郡隠岐の島町中村斧作879-5                                       | 星野俊作  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村斧作879甲6                                       | 河野兼松  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村峯581-2、581-4                                  | 岡前力   |
| 隠岐郡隠岐の島町中村峯583  | 田中正博  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村房後ニ651  | 藤井経徳  |
| 隠岐郡隠岐の島町中村矢谷奥207  | 新見定男  |
| 隠岐郡隠岐の島町岬町字鯨崎の一10                                       | 奥村平次郎   |
| 隠岐郡隠岐の島町岬町字鯨崎の一8-1、17                                   | 西藤泰守  |
| 隠岐郡隠岐の島町岬町大道の一1-2、15                                    | 永海重良  |
| 隠岐郡隠岐の島町岬町池ヶ床36-2、36-3、36-4                             | 重栖一人  |
| 隠岐郡隠岐の島町湊御阪200、202-2                                    | 湊神社   |
| 隠岐郡隠岐の島町湊湊141-1   | 横地誠   |
| 隠岐郡隠岐の島町有木字焼尾13   | 村上真敏  |
| 隠岐郡隠岐の島町有木字焼尾28   | 横田武男<br>岸和吉太郎<br>岩井和七郎<br>古木延好<br>黒坂伊勢太郎<br>黒坂栄三<br>黒坂喜吉<br>黒坂熊市<br>黒坂軍次<br>黒坂常一<br>佐々木忠義 |

佐藤薫美  
山本初太郎  
小泉カン  
小泉卯之松  
小泉杉太  
小泉長吉  
小泉寅廣  
小泉繁三郎  
松並喜市  
松並正秋  
松並梅三郎  
森口熊市  
森口繁市  
石井弁吉  
赤沼運市  
赤沼敏芳  
村上愛次郎  
村上安太郎  
村上郁郎  
村上一幸  
村上栄次郎  
村上猿吉  
村上乙松  
村上亀松  
村上権太  
村上源市  
村上光利  
村上恒四郎  
村上秀一  
村上順吉  
村上勝太郎  
村上正一  
村上清吉  
村上清次郎  
村上嶋吉  
村上博一  
村上弁太  
村上房市  
村上民市  
村上和多一  
村上廣市

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | 村上與太郎<br>村田福三郎<br>田中品五郎<br>都川春樹<br>島田國松<br>藤田キノ<br>藤田愛太郎<br>白井清吉<br>尾林乙松<br>尾林米松<br>野村ともゑ<br>野村兼太郎<br>要戸岩三郎<br>要戸金太郎<br>鈴木幾市<br>鈴木弘志<br>鈴木才松<br>鈴木増太郎<br>高梨浅吉<br>高梨忠一<br>高梨定市<br>高梨萬吉 |
| 隠岐郡隠岐の島町有木字焼尾29、30 | 小泉邦房<br>松並民之丞   |
| 隠岐郡隠岐の島町有木字焼尾31-1  | 小室キン  |
| 隠岐郡隠岐の島町有木字大谷1-1   | 小室光子  |

**島根県告示第193号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県資源管理方針

令和2年12月25日 公表  
 令和3年3月22日 変更  
 令和3年6月30日 変更  
 令和3年12月28日 変更  
 令和4年3月31日 変更  
 令和5年9月8日 変更  
 令和5年12月26日 変更

令和6年3月26日 変更  
令和6年6月28日 変更  
令和6年12月27日 変更  
令和7年3月28日 変更

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

### 2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい日本海西・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 あかがれい日本海系群」から「別紙2-4 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかあまだい日本海西・九州北西」から「別紙3-24 むしがれい日本海南西部系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（島根県の休日をも定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は算入しない。）

2 島根県まあじその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

## 第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

## 1 島根県まいわし中型まき網漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

## ③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 2 島根県まいわしその他の漁業

### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

#### ③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

#### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

#### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超越おそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

### 3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

### 4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超越するときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-3）

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

## 1 島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

## ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ（小型魚及び大型魚）の漁獲実績を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）

## ③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 2 島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。）

## ③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

### 3 島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを直近の3か年（管理年度）ごとの漁獲実績の比率の平均値を基本としてそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 5 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

#### 小型魚の保護について

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）において、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

また、第2の1の(1)の②及び第2の2の(1)の②で規定する漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く。）においては、小型個体の保護のため、当該漁業の属する知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超え

た場合には、漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体の放流に努めるものとする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

### 1 島根県くろまぐろ(大型魚) 定置漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

### 2 島根県くろまぐろ(大型魚) 沿岸くろまぐろ漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、

この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

### 3 島根県くろまぐろ(大型魚)その他の漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業(島根県くろまぐろ(大型魚)定置漁業及び島根県くろまぐろ(大型魚)沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。)

##### ③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね5パーセントを留保枠とし、残りを直近の3か年(管理年度)ごとの漁獲実績の比率の平均値を基本としてそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 5 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

### 第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930隻とする。

（別紙1－6）

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

## ③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

## 2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

## 3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

## 4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-7)

## 第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県かたくちいわし漁業

## 1 当該知事管理区分を構成する事項

## (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

## (2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

## (3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

## 2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県かたくちいわし漁業区分に配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

## 第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県うるめいわし漁業

## 1 当該知事管理区分を構成する事項

## (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

## (2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

## (3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

## 2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県うるめいわし漁業区分に配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ずわいがにを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からのその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県ずわいがに漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、42隻とする。

(別紙1-10)

第1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県まだい漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県まだい漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

そうはち日本海南西部系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-1)

第1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

あわび類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約19トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

あんこう島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約512トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

いさき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約290トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5)

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

えっちゅうばい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約340トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

きじはた日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約25トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

さざえ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約352トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11)

第1 水産資源

すずき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約154トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12)

第1 水産資源

ちかめきんととき日本海中西部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約28トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13)

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約104トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14)

第1 水産資源

なまこ類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約80トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-15)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-16)

第1 水産資源

ひらまさ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約475トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-17)

第1 水産資源

ひれぐろ日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約173トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-18)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-19)

#### 第1 水産資源

ほそとびうお島根県海域

#### 第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約340トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

#### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-20)

#### 第1 水産資源

まあなご島根県海域

#### 第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約270トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

#### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-21)

#### 第1 水産資源

めばる類島根県海域

#### 第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約94トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

#### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-22)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約185トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-23)

第1 水産資源

まとうだい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約123トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-24)

第1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

#### 島根県告示第194号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能性

令和7年3月28日 公表

するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能性

現行水準

2 知事管理漁獲可能性

島根県するめいか漁業区分に係る知事管理漁獲可能性は、現行水準とする。

#### 島根県告示第195号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、くろまぐろ（小型魚）及びびくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びびくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能性

令和7年3月28日 公表

くろまぐろ（小型魚）及びびくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能性

107.1トン

2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分                 | 知事管理漁獲可能性 |
|------------------------|-----------|
| 島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業      | 35.1トン    |
| 島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業 | 68.7トン    |
| 島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業    | 0.1トン     |

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能性

41.5トン

2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分                 | 知事管理漁獲可能量 |
|------------------------|-----------|
| 島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業      | 39.5トン    |
| 島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業 | 0.0トン     |
| 島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業    | 0.0トン     |

### 島根県告示第196号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3

#### 2 漁業権の免許番号

内共第3号

#### 3 変更の内容

オンラインシステムにより遊漁料の納付及び遊漁承認証の発行をすることができる規定の追加

（変更前）

第1条～第6条（略）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具又は漁法を使用して遊漁をする場合で組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料（以下、本条において「一般」という。）は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の額に500円を加算した額とする。

|       |     |
|-------|-----|
| 魚種    | （略） |
| 漁具・漁法 | （略） |
| 遊漁料   | （略） |

2・3（略）

4 前項の遊漁料は、組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

5（略）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項及び第2項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1)～(9)（略）

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2～5（略）

第10条・第11条（略）

（変更後）

第1条～第6条（略）

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具又は漁法を使用して遊漁をする場合で組合事務所及び組合が指定した場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）において納付する時の遊漁料（以下、本条において「一般」という。）は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の額に500円を加算した額とする。

|       |     |
|-------|-----|
| 魚種    | (略) |
| 漁具・漁法 | (略) |
| 遊漁料   | (略) |

2・3 (略)

4 前項の遊漁料は、組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所又はオンラインシステムにおいて納付するものとする。

5 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項及び第2項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

(1)～(9) (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2～5 (略)

第10条・第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月1日

## 島根県告示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

あゆの親魚保護のための禁漁期間の変更、あゆの親魚保護のための禁漁期間中における特例の廃止、遊漁の期間及び区域について追加的な制限を加えることができる規定の追加、ホームページのアドレス変更、遊漁料の変更及びあゆの漁具、漁法へのたも網（にごりかき）の追加並びにその他規定の整理

(変更前)

## 第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| ア. 魚種 | イ. 期間 |
|-------|-------|
| (略)   | (略)   |

2 前項にかかわらず、親魚保護のため、あゆの遊漁に限り10月15日から11月30日までの間を禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流）については10月20日から11月30日までの間とする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための親魚等の確保又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 浜原ダム湖

(2) 邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200メートルの区間

3 前項なお書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報告しなければならない。

4 第1項にかかわらず、産卵保護のため、もくずがにの遊漁については、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日から11月20日までの間、禁漁とする。

5 第1項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイト (<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>) にて公表するものとする。

(禁止区域)

## 第5条 (略)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイト (<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>) にて公表するものとする。

## 第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、身体障がい者も無料とするが、あゆについては、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

| ア. 水産動植物                    | イ. 漁具、漁法 | ウ. 期間 | エ. 遊漁料  |
|-----------------------------|----------|-------|---------|
| あゆ                          | 手釣、竿釣    | 1日    | 2,000円  |
|                             |          | 1年    | 10,000円 |
|                             | 投網       | 1日    | 3,000円  |
|                             |          | 1年    | 17,000円 |
| こい                          | 手釣、竿釣    | 1日    | 500円    |
| うなぎ                         |          |       |         |
| うぐい                         |          |       |         |
| おいかわ (はえ)                   |          | 1年    | 2,000円  |
| すずき                         |          |       |         |
| もくずがに                       |          |       |         |
| やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。) | 手釣、竿釣    | 1日    | 1,300円  |
| ごぎ (いわなを含む。)                |          | 1年    | 5,000円  |

2～4 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| ア. 魚種 | イ. 期間 |
|-------|-------|
| (略)   | (略)   |

2 前項の規定にかかわらず、あゆの親魚保護のため、あゆの遊漁に限り10月25日から12月10日までの間を禁漁とする。

3 第1項にかかわらず、産卵保護のため、もくずがにの遊漁については、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日から11月20日までの間、禁漁とする。

4 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整を図るために、内共第5号第五種共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

5 第1項及び第4項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイト (<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp>) にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 (略)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、身体障がい者も無料とするが、あゆについては、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

| ア. 水産動植物                    | イ. 漁具、漁法          | ウ. 期間 | エ. 遊漁料  |
|-----------------------------|-------------------|-------|---------|
| あゆ                          | 手釣、竿釣             | 1日    | 3,000円  |
|                             |                   | 1年    | 12,000円 |
|                             | 投網、たも網<br>(にごりかき) | 1日    | 4,000円  |
|                             |                   | 1年    | 19,000円 |
| こい                          | 手釣、竿釣             | 1日    | 1,000円  |
| うなぎ                         |                   |       |         |
| うぐい                         |                   |       |         |
| おいかわ (はえ)                   |                   |       |         |
| すずき                         |                   | 1年    | 5,000円  |
| もくずがに                       |                   |       |         |
| やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。) |                   |       |         |
| ごぎ (いわなを含む。)                |                   |       |         |

2～4 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月1日。ただし、第7条第1項の改正規定(「投網」を「投網、たも網(にごりかき)」に改める部分を

除く。)については、令和8年1月1日とする。

#### 島根県告示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 島根県浜田市旭町本郷1268番地1

#### 2 漁業権の免許番号

内共第6号

#### 3 変更の内容

遊漁の期間及び区域について追加的な制限を加えることができる規定の追加

(変更前)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|-----|-----|
| (略) | (略) |

2 前項の公表は、組合前の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

第5条～第9条 (略)

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|-----|-----|
| (略) | (略) |

2 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整を図るために、八戸川漁業協同組合内共第6号第五種共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

3 第1項及び第2項の公表は、組合前の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイト<https://www.yatogawa.com>（以下、「ウェブサイト」という。）にて公表するものとする。

第5条～第9条 (略)

#### 4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月1日

#### 島根県告示第199号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

## 2 漁業権の免許番号

内共第9号

## 3 変更の内容

遊漁の期間及び区域について追加的な制限を加えることができる条件の緩和並びにその他規定の整理  
(変更前)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

| 制限漁法 | 水系別 | 制限区域 | 制限期間 |
|------|-----|------|------|
| (略)  | (略) | (略)  | (略)  |

2 組合は、あゆの産卵保護を図るために、内共第9号第五種共同漁業権行使規則第4条の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず下記のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。ただし、あゆ漁業で、承認期間が1年の遊漁承認証については顔写真付きとする。

(1)～(6) (略)

2～4 (略)

第9条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

| 制限漁法 | 水系別 | 制限区域 | 制限期間 |
|------|-----|------|------|
| (略)  | (略) | (略)  | (略)  |

2 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整を図るために、内共第9号第五種共同漁業権行使規則第4条の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

3 第4条及び第5条第2項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイト (<https://www.takatugawa.or.jp>) にて公表するものとする。

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

## 第7条 (略)

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。ただし、あゆ漁業で、承認期間が1年の遊漁承認証については顔写真付きとする。

(1)～(6) (略)

2～4 (略)

第9条～第11条 (略)

## 4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月1日

## 島根県告示第200号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸山達也

別表一般融資の部一般資金（経営者保証非提供枠）の項中「0.5パーセント」を「0.55パーセント」に、「2.0パーセント」を「2.05パーセント」に改め、同表特別融資の部経営改善サポート資金の項中「5年以内据置き」を「3年以内据置き」に、「0.2パーセント」を「0.3パーセント」に改め、同表の注の1中「及び協調支援型経営課題対応特別資金」を「協調支援型経営課題対応特別資金及び経営改善サポート資金」に、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、「し、経営改善サポート資金の取扱期間は事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」をいう。以下同じ。）の取扱期間内の保証申込分までと」を削り、同表の注の7中「感染症対応型」を「経営改善・再生支援強化型」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和7年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下この項において同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 訓 令

## 島根県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

労働委員会事務局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

別表の1の表8の項を次のように改める。

|   |    |  |  |  |
|---|----|--|--|--|
| 8 | 削除 |  |  |  |
|---|----|--|--|--|

別表の1の表25の項中「木質材料科、有機材料科、無機材料・化学科」を「化学材料科、化学応用科」に改め、「機械技術科」を削る。

「3 建築工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査

別表の1の表27の項中「業務管理課」を「維持管理課」に、 4 ダム又は空港の管理

5 地下資源に関する業務

「3 ダム又は空港の管理  
を 4 地下資源に関する業務」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 公 告

令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 提案競技に付する事項

#### (1) 業務名

令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務

#### (2) 業務の内容

航空レーザ計測及び森林資源解析

#### (3) 仕様等

令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る提案競技要求仕様書及び詳細仕様書による。

#### (4) 契約期間

契約の日から令和8年3月27日まで

#### (5) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

金60,000,000円以内

### 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けた者であること。

#### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経

営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ (2)の共同企業体の構成員でないこと。

ク 過去10年以内（平成27年4月から提案書提出期限の前日まで）に国、都道府県又は市町村いずれかにおける航空レーザ計測及び森林資源解析が含まれた業務（以下「同種業務」という。）を受注し、完了した実績があること。

ケ 配置予定の管理技術者は、技術士法に基づく技術士（森林部門）の資格及び同種業務の実務経験を有していること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1者は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明手続

### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和7年3月28日（金）から同年4月2日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県農林水産部森林整備課

(2) 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

(3) 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからシまでの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 協定書 1部（任意様式、共同企業体の場合のみ）

キ 業務実績書 1部

ク 配置予定技術者届 1部

ケ 提案書表紙 1部

コ 詳細仕様書兼チェックリスト 1部

サ 提案書 5部

シ 見積書及び内訳書（任意様式） 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参（土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで）による。

イ 提出期限

4の(1)のアからシまでの書類について、令和7年4月10日（木）午後3時まで提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課

電話（直通） 0852-22-5178

F A X 0852-22-6549

電子メール shinrin-keikaku@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問及び回答について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。

(3) 提出期限は、令和7年4月2日（水）午後1時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和7年4月4日（金）までに提案競技説明資料の受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、令和7年4月11日（金）付けで、郵送または電子メールにて通知する。

## 7 選定方法

### (1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する「令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の視点で評価採点し、最も高い評価を得た1者を本業務の契約候補者として特定する。

| 評価項目       | 評価事項    | 評価の視点                               | 配点  |
|------------|---------|-------------------------------------|-----|
| 企業評価       | 保有資格等   | 本業務に必要な専門分野の資格を有しているか               | 35  |
|            | 業務実績    | 本業務の同種実績があるか                        |     |
|            | 地域精通度   | 県内に契約事業所等を有しているか、本業務の同種実績が県内であるか    |     |
| 配置予定技術者の実績 | 業務実績    | 本業務の同種実績があるか                        | 30  |
|            | 地域精通度   | 本業務の同種実績が県内であるか                     |     |
| 詳細仕様書      | 仕様対応    | 要求する仕様に対応する提案であるか                   | 40  |
| 提案書        | 航空レーザ計測 | 要求する仕様以上の提案があるか                     | 65  |
|            | 森林地形解析  | 要求する仕様以上の提案があるか                     |     |
|            | 森林資源解析  | 要求する仕様以上の提案があるか、精度が詳細に説明されているか      |     |
|            | その他追加提案 | 県・市町村・林業事業体それぞれの活用について考慮した内容となっているか |     |
| 合計         |         |                                     | 170 |

(2) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(3) 審査経過については公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係1の(2)のエにより随意契約とする。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月28日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月4日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年1月31日に終了した旨邑南町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月26日から令和7年1月31日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町市木地内

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年3月28日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

## 1 件名及び数量

麻酔ガスモニター 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 落札者を決定した日

令和7年1月15日

## 4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 三橋 卓也 出雲市塩冶有原町五丁目59番地

## 5 落札金額

51,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和6年12月17日

**漁 業 調 整 委 員 会 指 示****島根海区漁業調整委員会指示第6-1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

## 1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

**島根海区漁業調整委員会指示第6-2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の

制限について、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

#### 1 制限の内容

中型まき網漁業（しいらつけ漁業に限る。）によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、当該漁業の許可を受けた者が設置したつげを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。

---

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第6-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、沿岸いか釣漁業（総トン数3トン以上5トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

令和7年3月28日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

#### 1 操業の承認

沿岸いか釣漁業又は小型いか釣漁業を営もうとするものは、船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

#### 2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。

(1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

(2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（前号に掲げる海域を除く。）

ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島西端と同点から真方位220度の線と同町西ノ島の接点とを結んだ線

イ 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同郡海士町野田埼東端とを結んだ線

ウ 島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同郡知夫村竹島東端とを結んだ線

エ 島根県隠岐郡知夫村竹島西端と同郡知夫村知夫里島東端とを結んだ線

オ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

#### 3 電気設備等の使用制限

(1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は、6個を超えてはならない。ただし、2隻以上の船舶を連結して操業する場合は、連結した船舶を1隻とみなす。

(2) 電球1個あたりの消費電力の最高限度は、3キロワットとする。

#### 4 承認の取消し

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

#### 5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年5月1日から令和10年4月30日までとする。

**隠岐海区漁業調整委員会指示第6-2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

1 制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、くろまぐろ、ひらまさ又はぶりの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。

**内水面漁場管理委員会告示**

**島根県内水面漁場管理委員会告示第1号**

第五種共同漁業権に係る令和7年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

令和7年3月28日

島根県内水面漁場管理委員会会長 三 浦 順

1 水産動植物の放流量

| 免許番号<br>河川名  | 魚種<br>放流量 | あゆ      | うなぎ   | ふな      | すずき  | やまめ     | わかさぎ    | えび    | もくずがに |
|--------------|-----------|---------|-------|---------|------|---------|---------|-------|-------|
|              |           | (千尾)    | (千尾)  | (千尾)    | (千尾) | (千尾)    | 卵       | (kg)  | (千匹)  |
|              |           | (kg)    | (kg)  | (kg)    | (kg) | (kg)    | (万粒)    |       | (kg)  |
| 内共第1号<br>宍道湖 |           |         | 18.0  | 68.0    |      |         |         |       |       |
|              |           |         | 550.0 | 1,700.0 |      |         | 1,060.0 | 200.0 |       |
| 内共第2号<br>斐伊川 |           | 217.7   | 8.9   | 4.6     |      | 61.0    |         |       | 1.0   |
|              |           | 1,340.0 | 310.0 | 80.0    |      | 1,300.0 |         |       | 25.0  |
| 内共第3号<br>神戸川 |           | 537.5   | 12.5  | 4.0     | 1.0  | 9.6     |         |       | 8.3   |
|              |           | 3,600.0 | 500.0 | 40.0    | 10.0 | 860.0   |         |       | 330.0 |
| 内共第4号<br>神西湖 |           |         | 3.5   | 6.0     |      |         |         |       | 3.0   |
|              |           |         | 50.0  | 60.0    |      |         |         | 10.0  | 40.0  |
| 内共第5号<br>江の川 |           | 1,800.0 | 8.0   |         | 1.0  | 4.0     |         |       | 0.4   |
|              |           | 5,400.0 | 400.0 |         | 30.0 | 320.0   |         |       | 50.0  |
| 内共第6号<br>八戸川 |           | 287.0   | 1.3   |         |      | 19.0    |         |       |       |
|              |           | 2,500.0 | 65.0  |         |      | 45.0    |         |       |       |
| 内共第7号<br>周布川 |           | 102.0   | 0.5   |         |      | 12.0    |         |       |       |
|              |           | 800.0   | 30.0  |         |      | 600.0   |         |       |       |
| 内共第8号<br>三隅川 |           | 110.0   | 0.7   |         |      | 3.0     |         |       | 1.0   |
|              |           | 550.0   | 50.0  |         |      | 100.0   |         |       | 50.0  |

|       |          |         |         |      |         |         |       |       |
|-------|----------|---------|---------|------|---------|---------|-------|-------|
| 内共第9号 | 600.0    | 2.0     |         |      | 90.0    |         |       | 10.0  |
| 高津川   | 2,400.0  | 100.0   |         |      | 1,800.0 |         |       | 1.0   |
| 総計    | 3,654.2  | 55.4    | 82.6    | 2.0  | 198.6   |         |       | 23.7  |
|       | 16,590.0 | 2,055.0 | 1,880.0 | 40.0 | 5,025.0 | 1,060.0 | 210.0 | 496.0 |

## 2 産卵場の造成面積

(単位：m<sup>2</sup>)

| 免許番号<br>河川名  | 魚種 | あゆ    | うぐい | おいかわ(はえ) | こい |
|--------------|----|-------|-----|----------|----|
| 内共第2号<br>斐伊川 |    |       | 55  |          | 9  |
| 内共第3号<br>神戸川 |    | 4,500 |     |          |    |
| 内共第5号<br>江の川 |    |       |     | 3,000    |    |
| 内共第9号<br>高津川 |    | 800   |     | 500      |    |